

特定建築物等定期報告 作成マニュアル

防 火

定期検査報告書の記入例

第三十六号の八様式（第六条関係）（A 4）

定期検査報告書
防火設備
（第一面）

建築基準法第12条第3項の規定により、定期検査の結果を報告します。この報告書に記載の事項は、事実と相違ありません。

特定行政庁 福岡市長 様

1	整理番号									
	3	3	1	C	0	9	9	9	2	

(必ず記入して下さい)

窓口で受け付け完了時に、
月日を記入してください。

令和 4 年 9 月 15 日
〇〇会 〇〇病院

報告者氏名 理事長 ◇◇ ◇◇

検査者氏名 ◇◇ ◇◇ ◇◇

他の報告(建築物、建築設備)
と同一としてください。

所有者と管理者が異なる場合、報告者は、管理者を記入してください。

検査結果表の中から該当する
内容をご記入ください。(記入例
は参考です。検査結果表の内容
と一致していません。)

- 【 1 . 所有者 】
- 【 イ . 氏名のフリガナ 】 〇〇カイ 〇〇ビョウイン リジチョウ ◇◇ ◇◇
- 【 ロ . 氏 名 】 〇〇会 〇〇病院 理事長 ◇◇ ◇◇
- 【 ハ . 郵便番号 】 811-****
- 【 ニ . 住 所 】 福岡市東区△△△△1丁目1番1号
- 【 ホ . 電話番号 】 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

- 【 2 . 管理者 】
- 【 イ . 氏名のフリガナ 】 〇〇カイ 〇〇ビョウイン リジチョウ ◇◇ ◇◇
- 【 ロ . 氏 名 】 〇〇会 〇〇病院 理事長 ◇◇ ◇◇
- 【 ハ . 郵便番号 】 811-****
- 【 ニ . 住 所 】 福岡市東区△△△△1丁目1番1号
- 【 ホ . 電話番号 】 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

- 【 3 . 報告対象建築物 】
- 【 イ . 所 在 地 】 福岡市東区△△△△1丁目1番1号
- 【 ロ . 名称のフリガナ 】 〇〇カイ 〇〇ビョウイン
- 【 ハ . 名 称 】 〇〇会 〇〇病院
- 【 ニ . 用 途 】 病院

- 【 4 . 検査による指摘の概要 】
- 【 イ . 指摘の内容 】 ☒ 要是正の指摘あり (☐ 既存不適格) ☐ 指摘なし
- 【 ロ . 指摘の概要 】 防火扉 (3) 枠の劣化 防火シャッター (10)~(14) 危害防止装置ナシ(既存不適格)
- 【 ハ . 改善予定の有無 】 ☒ 有 (令和 4 年 12 月に改善予定) ☐ 無
- 【 ニ . その他特記事項 】

※受付欄	※ 特記欄	※整理番号欄
令和 年 月 日		
第 号		
係員氏名		

1	整理番号	管理者(所有者)宛に送付した通知文書に記載している番号を必ず記入してください。 (防火設備の報告は末尾が2となります。)
2	特定行政庁	建築物の所在地ごとに 北九州市内:北九州市長、福岡市内:福岡市長、久留米市内:久留米市長 大牟田市内:大牟田市長、それ以外:福岡県知事 となります。
3	提出日	報告書をセンターに提出する日付を記入してください。 なお、訂正・添付書類不足等で受付できないこともありますので、 窓口で記入 してください。
4	報告者氏名	法人の場合は会社名、代表者の役職名、氏名を記入してください。 所有者、管理者が異なる場合は 管理者 を記入してください。
4	検査者氏名	検査者が2名以上のときは、 代表となる検査者 を記入してください。
5	所有者管理者	所有者、管理者が法人のときはそれぞれ法人の名称、代表者の役職、氏名、住所、電話番号を記入してください。 ※ 結果通知書や次の通知文書は管理者宛 に送付されます。 郵便物の届く住所を記入してください。(部屋番号も記入してください。) 管理者(所有者)が変更となった時は、 変更届 のご提出をお願いします。 (変更届は、住宅センターホームページからダウンロードできます。)
6	報告対象建築物	所在地は、 住居表示 をお願いします。 建物名称は、 現在の名称 を記入してください。
7	検査による指摘の概要	第二面の【6. 防火設備の検査の状況】のまとめを記入してください。 【イ. 指摘の内容】・・・「検査結果表」の判定が ・ 全て指摘なしの場合 → □指摘なし にチェック ・ 一つでも要是正判定があった場合 → □要是正 にチェック ※但し、要是正項目の 全てが既存不適格の場合は□既存不適格にもチェック を入れてください。(一部でも既存不適格ではない是正がある場合は □要是正のみにチェック) 【ロ. 指摘の概要】・・・要是正又は既存不適格と判定された項目について 全て記入 してください。 【ハ. 改善予定の有無】・・・改善予定が 有 の場合、その予定の 最も早い日付 を記入してください。 【ニ. その他の特記事項】・・・指摘された事項以外で特に報告すべき事項があれば記入してください。

- 「要是正」とは・・・平成28年国土交通省告示第723号別表(に)の判定基準を参考にしてください。
- 「既存不適格」とは・・・建築物が建築された時点での法令に適合していたが、その後に定められた法令に合わない場合を「既存不適格」といいます。この場合、法の不遡及の原則によりその法令は適用されません。

防火設備の状況等

【 1 . 建築物の概要 】									
【 イ . 階 数 】	地上	5	階	地下	階	8			
【 ロ . 建築面積 】		4,500.49		m ²					
【 ハ . 延べ面積 】		13,387.92		m ²					
【 2 . 確認済証交付年月日等 】									
【 イ . 確認済証交付年月日 】	平成	15	年	5	月	30	日	第	400
【 ロ . 確認済証交付者 】	☒ 建築主事	☐ 指定確認検査機関	9						
【 ハ . 検査済証交付年月日 】	平成	16	年	4	月	30	日	第	130
【 ニ . 検査済証交付者 】	☒ 建築主事	☐ 指定確認検査機関	号						
【 3 . 検査日等 】									
【 イ . 今回の検査 】	令和 4 年 8 月 20 日実施								
【 ロ . 前回の検査 】	☒ 実施	(令和 3 年 9 月 10 日報告)	☐ 未実施	10					
【 ハ . 前回の検査に関する書類の写し 】	☒ 有	☐ 無							
【 4 . 防火設備の検査者 】									
(代表となる検査者)									
【 イ . 資 格 】	(1級)	建築士	(大臣)	登録第	*****	号			
防火設備検査員									
【 ロ . 氏名のフリガナ 】	◆◆◆◆								
【 ハ . 氏 名 】	◆◆◆◆								
【 ニ . 勤 務 先 】	◆◆一級建築士事務所								
(1級) 建築士事務所 (福岡県) 知事登録第 1-***** 号									
【 ホ . 郵便番号 】	812-****								
【 ヘ . 所 在 地 】	福岡市博多区△△△1-1-1								
【 ト . 電話番号 】	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇								
(その他の検査者)									
【 イ . 資 格 】	()	建築士	()	登録第		号			
防火設備検査員									
【 ロ . 氏名のフリガナ 】	■■■■								
【 ハ . 氏 名 】	■■■■								
【 ニ . 勤 務 先 】	◆◆一級建築士事務所								
(1級) 建築士事務所 (福岡県) 知事登録第 1-***** 号									
【 ホ . 郵便番号 】	812-****								
【 ヘ . 所 在 地 】	福岡市博多区△△△1-1-1								
【 ト . 電話番号 】	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇								
【 5 . 防火設備の概要 】									
【 イ . 避難安全検証法等の適用 】	☐ 区画避難安全検証法 (階)	☐ 階避難安全検証法 (階)							
	☐ 全館避難安全検証法	☐ その他 ()							
【 ロ . 防火設備 】	☒ 防火扉 (10 枚)	12							
	☒ 防火シャッター (2 枚)								
	☒ 耐火クロススクリーン (1 枚)								
	☐ ドレンチャー (台)	ドレンチャーがある場合、散水ヘッドの合計の個数を記入してください。							
	☐ その他 (台)								
【 6 . 防火設備の検査の状況 】									
【 イ . 指摘の内容 】	☒ 要是正の指摘あり (☐ 既存不適格)	☐ 指摘なし							
【 ロ . 指摘の概要 】	防火扉 (3) 枠の劣化	防火シャッター (10)~(14) 危害防止装置ナシ (既存不適格)	13						
【 ハ . 改善予定の有無 】	☒ 有 (令和 4 年 12 月に改善予定)	☐ 無							
【 7 . 防火設備の不具合の発生状況 】									
【 イ . 不 具 合 】	☐ 有	☒ 無							
【 ロ . 不具合記録 】	☐ 有	☐ 無							
【 ハ . 改善の状況 】	☐ 実施済	☐ 改善予定 (令和)	14						
【 8 . 備考 】									
15									

検査者の勤務先が建築士事務所の場合は、事務所登録番号を記入してください。

両開き扉も枠は一つなので一枚として数えてください。

検査結果表の中から該当する内容を記入してください。(記入例は参考です。検査結果表の内容と一致していません。)

8	建築物の概要	(イ)(ロ)(ハ)は直前の確認(完了)検査の申請書類等に記載されているものを記入してください。
9	確認済証 交付年月日等	【イ. 確認済証交付年月日】及び【ハ. 検査済証交付年月日】は検査対象の建築設備等に関する直前の確認済証交付年月日及び検査済証交付年月日を記入してください。
10	検査日等	【イ. 今回の検査】・・・ 検査が終了 した年月日を記入してください。 【ロ. 前回の検査】・・・ 前回の報告年月日 を記入してください。 (前回の報告書をセンターへ提出した日) 前回未実施や今回が初めて(初回)の場合は、 口未実施に チェック を入れてください。 【ハ. 前回の検査に関する書類の写し】・・・前回の定期検査の結果を記録した書類の 保存の有無について記入してください。
11	防火設備の 検査者	複数で検査を実施した場合、 検査資格を有する検査者 を全て記入してください。 検査者の勤務先が建築士事務所の場合は、 事務所登録番号 を記入してください。 検査者の勤務先・住所・電話番号も忘れずに記入してください。
12	防火設備の 概要	※適用がなければ、未記入で結構です。 【イ.避難安全検証法等の適用】 ・ 区画避難安全検証法: 建築基準法施行令第128条の6第3項に規定する区画避難安全検証法 ・ 階避難安全検証法: 建築基準法施行令第129条第3項に規定する階避難安全検証法 ・ 全階避難安全検証法: 同令129条の2第4項に規定する全館避難安全検証法 ・ その他: 同法68条の25第1項の規定による構造方法等の認定又は旧法第38条の規定による認定を受けている場合は、チェックを記入してください。 【ロ.防火設備】 ・ 防火扉・・・通常時は全開状態で、火災時に感知器や温度ヒューズ等により自動的に閉鎖する扉 ・ 防火シャッター・・・通常は開放され、火災時に感知器や温度ヒューズ等により自動的に閉鎖するシャッター ・ 耐火クロススクリーン・・・火災時に感知器と連動し、スクリーンが天井裏から降下し火災の拡大を防止するもの ・ ドレンチャー・・・圧力水により水幕を張り延焼拡大を防止する設備 ・ 【ロ. 防火設備】には、常時閉鎖式の防火設備は含まれません。
13	防火設備の 検査の状況	検査結果表(別記第一号～第四号)の検査の結果を記入してください。 【イ. 指摘の内容】・・・「検査結果表」の判定が ・ 全て指摘なしの場合→口指摘なしにチェック ・ 一つでも要是正判定があった場合→口要是正にチェック ※但し、要是正項目の全てが既存不適格の場合は口既存不適格にも チェックを入れてください。(一部でも既存不適格ではない是正がある場合は口要是正のみにチェック) 【ロ. 指摘の概要】・・・要是正又は既存不適格と判定された項目について 全て記入してください。 【ハ. 改善予定の有無】・・・改善予定が有の場合、その予定の最も早い日付を記入してください。
14	防火設備の 不具合の 発生状況	不具合等とは、前回検査時以降に把握した各設備の故障、異常動作、損傷、腐食その他の劣化に起因するものなどです。 不具合等があった場合は、【イ: 不具合】の口有にチェックし、【ロ】及び【ハ】についてもチェックを入れてください。また、第三面(防火設備に係る不具合等の状況)にも不具合の概要を記入してください。口無にチェックをした時は【ロ】及び【ハ】はチェックしません。
15	備考	各欄に掲げられている項目以外で特に報告すべき項目があれば記入してください。

防 火 設 備 に 係 る 不 具 合 の 状 況

不 具 合 を 把 握 し た 年 月	不 具 合 の 概 要	考 え ら れ る 原 因	改 善 (予 定) 年 月	改 善 措 置 の 概 要 等
		16		
		不 具 合 に は 、 今 回 の 定 期 検 査 の 指 摘 事 項 は 、 含 ま れ ま せ ン 。		

**防火設備に係る
不具合等の状況**

- ・ 前回検査報告した後に把握した、各設備の故障、異常動作、損傷、腐食その他の劣化に起因するものについて記入してください。
- ・ 「考えられる原因」は不具合が生じた原因を記入してください。原因が不明な時は「不明」と記入してください。
- ・ 「改善措置の概要等」既に改善を実施している場合または改善の予定がある場合、具体的措置の概要を記入してください。改善を行う予定がない場合は、その理由を記入してください。
- ・ 「不具合」と「要是正」は、意味が異なります。**(※不具合には、今回の定期検査の指摘事項は含まれません。)**
- ・ 前回の検査時以降に不具合等を把握していない場合は、**第三面は省略**できます。

該当する防火設備の検査結果表を添付してください。

検査結果表の記入例と記入方法の解説

別記第一号（A4）

検査結果表
（防火扉）

感知器連動
防火扉の記入例

当該検査に関与した検査者		氏 名	検査者番号
	代表となる検査者	◆ ◆ ◆ ◆	1
	その他の検査者	■ ■ ■ ■	2

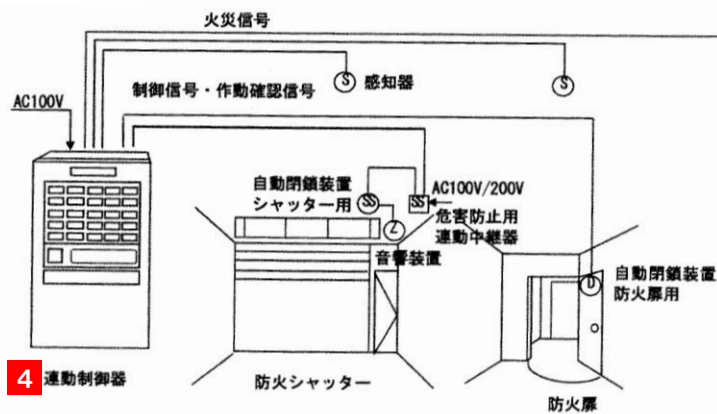
番号	検 査 項 目	検査事項	検査結果			担当 検査者 番号	
			指摘 なし	要是正	既 存 不適格		
(1)	防火扉	設置場所の周囲状況	閉鎖の障害となる物品の放置の状況	○			1・2
(2)		扉、枠及び金物	扉の取付けの状況	○			1・2
(3)			扉、枠及び金物の劣化及び損傷の状況		○		1・2
(4)		危害防止装置	1 作動の状況	○			1・2
(5)	3 連動機構	煙感知器、熱煙複合式 感知器及び熱感知器	2 設置位置	○			1・2
(6)			2 感知の状況	○			1・2
(7)		温度ヒューズ装置	設置の状況	/			
(8)		4 連動制御器	スイッチ類及び表示灯の状況		○		1・2
(9)			結線接続の状況		○		1・2
(10)			接地の状況		○		1・2
(11)		5 連動機構用予備電源	予備電源への切り替えの状況	○			1・2
(12)			劣化及び損傷の状況	○			1・2
(13)		6 自動閉鎖装置	容量の状況	○			1・2
(14)			設置の状況	○			1・2
(15)			再ロックの防止機構の作動の状況	○			1・2
(16)		7 防火扉の閉鎖の状況	7 防火扉の閉鎖の状況	○			1・2
(17)	8 防火区画(建築基準法施行令(昭和二十五年政令第338号。以下「令」という。)第112条第11項から第13項までの規定による区画に限る。)の形成の状況		○			1・2	

運動エネルギーが10J超又は閉鎖力が150N超であれば「要是正」。ただし、平成17年11月30日以前の建物については判定基準に適合しない場合、「要是正」と「既存不適格」に○印を入れます。

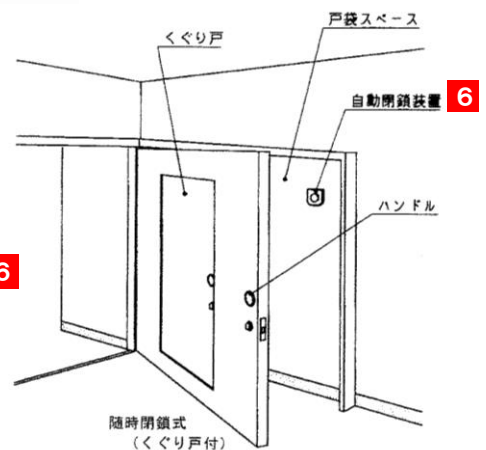
縦穴区画に単体の防火扉のみ設置されている場合は(17)の検査は不要です。

特記事項

番号	検査項目	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善（予定）年月
(3)	枠の劣化	枠に著しい腐食有	再塗装	R4.12



連動機構の構成例



随時閉鎖式防火戸の例

1 (4) 作動の状況

危険防止装置は平成17年12月1日に法改正に伴い新たに義務付けされた性能で、防火扉が閉鎖する際、身体に重大な危害が及ぶおそれがないことを検査します。

判定基準： 運動エネルギーが10J以下で閉鎖力が150N以下であること。

$$\text{運動エネルギー } K = 1/2 \times M \times V^2 \quad K: \text{運動エネルギー (J)} \quad M: \text{シャッター質量 (kg)} \\ V: \text{閉鎖速度 (m/秒)}$$

検査方法： 扉の閉鎖時間をストップウォッチ等により測定し、運動エネルギーを算出。

また、閉鎖力はプッシュプルゲージ等により検査。

なお、運動エネルギーと閉鎖力については（一財）日本建築防災協会の「防火設備定期検査業務基準」や（一社）日本シャッター・ドア協会等の「防火戸の運用に関する手引き」に判定の目安となる表が掲載されています。

検査結果が判定基準に適合しない場合は「要是正」に○印を入れます。平成17年11月30日以前の建物で判定基準を下回った場合は、「要是正」と「既存不適格」に○印を入れます。

2 (6) 感知の状況

試験器を使用し、感知器の確認灯が点滅又は点灯することを確認します。

3 (5)～(15) 連動機構

連動機構とは火災により煙又は熱が発生した場合に、感知器からの火災信号を受信し防火扉を自動的に閉鎖する一連の機構のことです。

4 (8)～(11) 連動制御器

連動制御器とは感知器からの火災信号を受け自動閉鎖装置を起動させるための信号を送るものです。

5 (12)～(13) 連動機構用予備電源

連動制御器内にある予備電源のことで、容量が低下すると連動機構が正常に動作せず防火扉が閉鎖しくなります。予備電源試験スイッチ等を操作し、目視により確認します。

6 (14)～(15) 自動閉鎖装置

連動制御器からの作動信号を受けて自動的に防火扉を閉鎖させるための装置です。

7 (16) 防火扉の閉鎖の状況

感知器を作動させ全ての防火扉の作動の状況を確認します。ただし、(17)の検査が行われるものは除きます。また、1以上の防火扉について予備電源に切り替え作動の状況を確認します。

8 (17) 防火区画の形成の状況

堅穴区画がある場合が対象となります。堅穴区画が複数ある場合は1区画以上について感知器を作動させ複数の防火扉の作動の状況及び防火区画の形成の状況について検査します。（すべての堅穴区画について検査できるよう、前回の検査対象と異なる区画を選定してください。）

なお、単体の防火扉で堅穴区画が形成される個所については（17）の検査は不要です。

温度ヒューズ式
防火扉の記入例

当該検査に関与した 検査者		氏 名	検査者番号
	代表となる検査者	◆ ◆ ◆ ◆	1
	その他の検査者	■ ■ ■ ■	2

番号	検 査 項 目	検査事項	検査結果			担当 検査者 番号	
			指摘 なし	要是正	既 存 不適格		
(1)	防火扉	設置場所の周囲状況	閉鎖の障害となる物品の放置の状況	○		1・2	
(2)		扉の取付けの状況	○			1・2	
(3)		扉、枠及び金物	扉、枠及び金物の劣化及び損傷の状況		○		1・2
(4)	危害防止装置	1 作動の状況	○			1・2	
(5)	3 連動機構	煙感知器、熱煙複合式 感知器及び熱感知器	2 設置位置		○	○	1・2
(6)			2 感知の状況		○	○	1・2
(7)		温度ヒューズ装置	設置の状況	○			1・2
(8)		4 運動制御器	スイッチ類及び表示灯の状況		○	○	1・2
(9)			結線接続の状況		○	○	1・2
(10)			接地の状況		○	○	1・2
(11)		5 連動機構用予備電源	予備電源への切り替えの状況		○	○	1・2
(12)			劣化及び損傷の状況		○	○	1・2
(13)			容量の状況		○	○	1・2
(14)		6 自動閉鎖装置	設置の状況		○	○	1・2
(15)	再ロックの防止機構の作動の状況			○	○	1・2	
(16)	7 防火扉の閉鎖の状況	8 防火区画(建築基準法施行令(昭和55年)第112条第11項から第13項の形成の状況		○	○	1・2	
(17)		総合的な作動の状況					

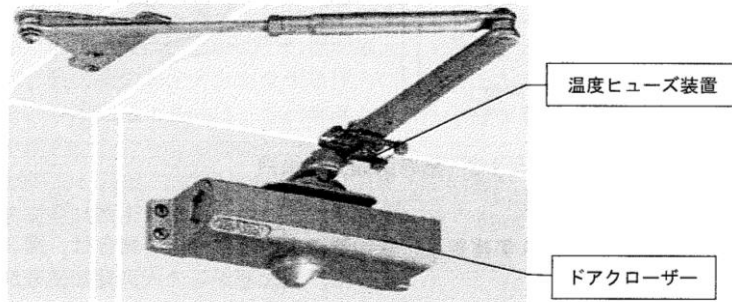
運動エネルギーが10J超又は閉鎖力が150N超であれば「要是正」。ただし、平成17年11月30日以前の建物については判定基準に適合しない場合、「要是正」と「既存不適格」に○印を入れます。

縦穴区画に単体の防火扉のみ設置されている場合は(17)の検査は不要です。

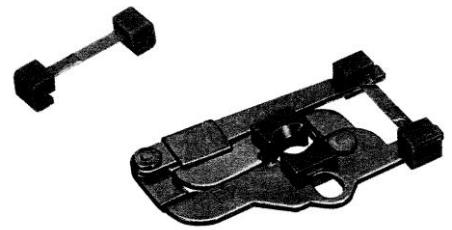
上記以外の検査項目

1. 異種用途区画に温度ヒューズ式が設置されている場合：
(5)～(16)の「要是正」と「既存不適格」に○印を入れます。
2. 縦穴区画に温度ヒューズ式が設置されている場合：
(5)～(17)の「要是正」と「既存不適格」に○印を入れます。

番号	検査項目	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善（予定）年月
(3)	枠の劣化	枠に著しい腐食有	再塗装	R4.12
(5)～(15)	連動機構	異種用途区画が温度ヒューズ式で連動機構なし	既存不適格	未定
(16)	防火扉の閉鎖の状況	異種用途区画が温度ヒューズ式	既存不適格	未定



温度ヒューズ付ドアクローザー例



温度ヒューズ装置

1 (4) 作動の状況

危害防止装置は平成17年12月1日に法改正に伴い新たに義務付けされた性能で、防火扉が閉鎖する際、身体に重大な危害が及ぶおそれがないことを検査します。

判定基準： 運動エネルギーが10J以下で閉鎖力が150N以下であること。

$$\text{運動エネルギー} \quad K = 1/2 \times M \times V^2 \quad K: \text{運動エネルギー (J)} \quad M: \text{シャッター質量 (kg)} \\ V: \text{閉鎖速度 (m/秒)}$$

検査方法： 扉の閉鎖時間をストップウォッチ等により測定し、運動エネルギーを算出。

また、閉鎖力はプッシュプルゲージ等により検査。

なお、運動エネルギーと閉鎖力については（一財）日本建築防災協会の「防火設備定期検査業務基準」や（一社）日本シャッター・ドア協会等の「防火戸の運用に関する手引き」に判定の目安となる表が掲載されています。

検査結果が判定基準に適合しない場合は「要是正」に○印を入れます。平成17年11月30日以前の建物で判定基準を下回った場合は、「要是正」と「既存不適格」に○印を入れます。

6 (14)～(15) 自動閉鎖装置

防火扉を閉鎖させるための装置です。

7 (16) 防火扉の閉鎖の状況

温度ヒューズを外し全ての防火扉の作動の状況を確認します。

ただし、(17)の検査が行われるものは除きます。

異種用途や堅穴区画に温度ヒューズ式が設置されていた場合は「要是正」と「既存不適格」に○印を入れます。

8 (17) 防火区画の形成の状況

堅穴区画がある場合が対象となります。堅穴区画が複数ある場合は1区画以上について温度ヒューズを外し、複数の防火扉の作動の状況及び防火区画の形成の状況について検査します。（すべての堅穴区画について検査できるよう、前回の検査対象と異なる区画を選定してください。）

なお、単体の防火扉で堅穴区画が形成される個所については（17）の検査は不要です。

堅穴区画に温度ヒューズ式が設置されていた場合は、「要是正」と「既存不適格」に○印を入れます。

注: 昭和49年1月より、堅穴区画や異種用途区画に用いる防火戸（防火扉、防火シャッター）は煙感知器連動が義務付けられていますが、それ以前の建物には温度ヒューズ式が設置されています。このため、これらの区画に温度ヒューズ式が設置されている場合は「既存不適格」となります。その場合、現行法に適合しない箇所の「要是正」と「既存不適格」に○印をいれてください。

検査結果表
(防火シャッター)

感知器連動の
防火シャッターの記入例

当該検査に関与した 検査者		氏 名	検査者番号
	代表となる検査者	◆ ◆ ◆ ◆	
	その他の検査者		

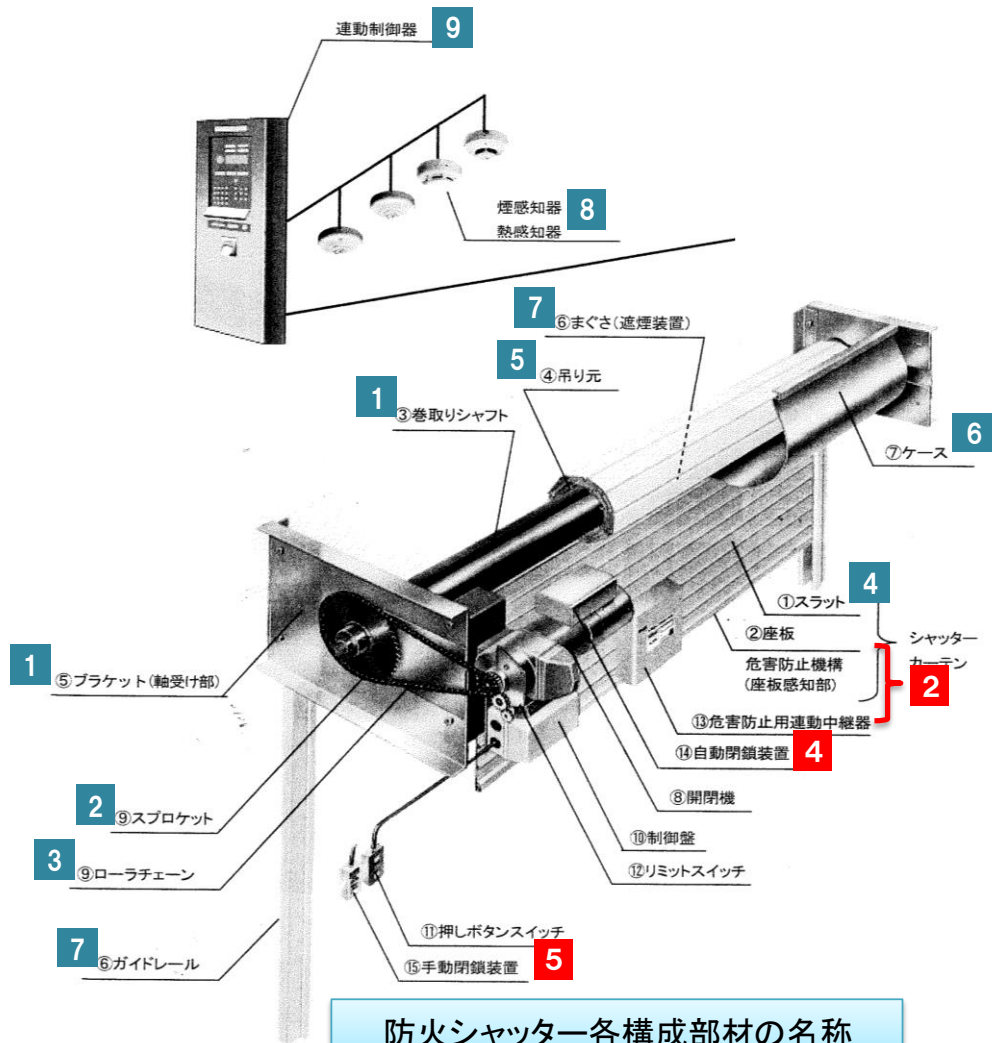
番号	検 査 項 目	検査事項	検査結果			担当 検査者 番号
			指摘 なし	要是正	既 存 不適格	
(1)	防火シャッター	設置場所の周囲状況	閉鎖の障害となる物品の放置の状況	○		
(2)		1 軸受け部のブラケット、巻取りシャフト及び開閉機の取付けの状況	/			
(3)		1 駆動装置((二)の項か(四)の項までの点検に いては、日常的に開閉する ものに限る。)	2 スプロケットの設置の状況	/		
(4)			軸受け部のブラケット、ベアリング及びスプロケット又はロープ車の 劣化及び損傷の状況	/		
(5)		3 ローラチェーン又はワイヤロープの劣化及び損傷の状況	○			
(6)		カーテン部	4 スラット及び座板の劣化等の状況	○		
(7)			5 吊り元の劣化及び損傷並びに固定の状況	○		
(8)		6 ケース	劣化及び損傷の状況	○		
(9)		7 まぐさ及びガイドレール	劣化及び損傷の状況	○		
(10)		2 危害防止装置	危害防止用連動中継器の配線の状況	○	○	
(11)			危害防止装置用予備電源の劣化及び損傷の状況	○	○	
(12)			危害防止装置用予備電源の容量の状況	○	○	
(13)			座板感知部の劣化及び損傷並びに作動の状況	○	○	
(14)			作動の状況	○	○	
(15)	3 連動機構	8 煙感知器、熱煙複合式 感知器及び熱感知器	設置位置	○		
(16)			感知の状況	○		
(17)		温度ヒューズ装置	設置の状況	/		
(18)		9 連動制御器	スイッチ類及び表示灯の状況	○		
(19)			結線接続の状況	○		
(20)			接地の状況	○		
(21)		連動機構用予備電源	予備電源への切り替えの状況	○		
(22)			劣化及び損傷の状況	○		
(23)			容量の状況	○		
(24)		4 自動閉鎖装置	設置の状況	○		
(25)		5 手動閉鎖装置	設置の状況	/		
(26)	総合的な作動の状況	6 防火シャッターの閉鎖の状況		○		
(27)		7 防火区画(令第112条第11項から第13項までの規定による区画に限る。)の形成の状況		○		

平成17年11月30日以前の建物で危害防止装置が未設置の場合は(10)～(14)の「要是正」と「既存不適格」に○印を入れます。

縦穴区画に単体の防火シャッターのみ設置されている場合は(27)の検査は不要です。

上記以外の検査項目

番号	検査項目	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善（予定）年月
(10)～(14)	危害防止装置	未設置	既存不適格	未定



防火シャッター各構成部材の名称

1 (2)～(5) 駆動装置

(2)から(4)の検査項目は日常的に開閉する防火シャッターに限りです。

2 (10)～(14) 危害防止装置

危害防止装置は平成17年12月1日に法改正に伴い新たに義務付けされた性能で、感知器又は手動閉鎖装置の作動により防火シャッターが自重で降下している際、防火シャッターの座板感知部が人や物に接触すると閉鎖動作を停止し、なくなると再び降下をはじめて閉鎖する装置です。

座板が床上1,500mmの位置で座板感知部を作動させ防火シャッターが5cm以内で停止するかを検査します。

3 (15)～(25) 連動機構

火災により煙又は熱が発生した場合に、感知器からの火災信号を受信し防火シャッターを自動的に閉鎖する一連の機構のことです。

4 (24) 自動閉鎖装置

連動制御器からの作動信号を受けて自動的に防火シャッターを閉鎖させるための装置です。

5 (25) 手動閉鎖装置

手動閉鎖装置は火災などのときに、手動で防火シャッターを閉鎖させるための装置です。
連動制御器内の起動スイッチで閉鎖させる仕組みもあります。

6 (26) 防火シャッターの閉鎖の状況

感知器を作動させ全ての防火シャッターの作動状況を確認します。ただし、(27)の検査が行われるものは不要です。また、1以上の防火シャッターについて予備電源に切り替え作動状況を確認します。

7 (27) 防火区画の形成の状況

堅穴区画がある場合が対象となります。また、堅穴区画が複数ある場合は1区画以上について感知器を作動させ複数の防火シャッターの作動の状況及び防火区画の形成の状況について検査します。

(すべての堅穴区画について検査できるよう、前回の検査対象と異なる区画を選定してください。)

なお、単体の防火シャッターで堅穴区画が形成される個所については(27)の検査は不要です。

検査結果表
(防火シャッター)

温度ヒューズ式
防火シャッターの記入例

当該検査に関与した検査者		氏 名	検査者番号		
	代表となる検査者	◆ ◆ ◆ ◆			
	その他の検査者				

番号	検 査 項 目	検査事項	検査結果			担当検査者番号
			指摘なし	要是正	既 存 不適格	
(1)	防火シャッター	設置場所の周囲状況	閉鎖の障害となる物品の放置の状況	○		
(2)		1	軸受け部のブラケット、巻取りシャフト及び開閉機の取付けの状況	△		
(3)			駆動装置((二)の項から(四)の項までの点検については、日常的に開閉するものに限る。)	△		
(4)			軸受け部のブラケット、ベアリング及びスプロケット又はロープ車の劣化及び損傷の状況	△		
(5)			ローラチェーン又はワイヤロープの劣化及び損傷の状況	○		
(6)		カーテン部	スラット及び座板の劣化等の状況	○		
(7)			吊り元の劣化及び損傷並びに固定の状況	○		
(8)		ケース	劣化及び損傷の状況	○		
(9)		まぐさ及びガイドレール	劣化及び損傷の状況	○		
(10)		2	危害防止用連動中継器の配線の状況		○	○
(11)			危害防止装置用予備電源の劣化及び損傷の状況		○	○
(12)			危害防止装置用予備電源の容量の状況		○	○
(13)			座板感知部の劣化及び損傷並びに作動の状況		○	○
(14)			作動の状況		○	○
(15)	3	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	設置位置		○	○
(16)			感知の状況		○	○
(17)		温度ヒューズ装置	設置の状況	○		
(18)		連動制御器	スイッチ類及び表示灯の状況		○	○
(19)			結線接続の状況		○	○
(20)			接地の状況		○	○
(21)			予備電源への切り替えの状況		○	○
(22)		連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況		○	○
(23)			容量の状況		○	○
(24)		4	自動閉鎖装置	設置の状況		○
(25)	5	手動閉鎖装置	設置の状況	○		
(26)	総合的な作動の状況	6	防火シャッターの閉鎖の状況		○	○
(27)		7	防火区画(令第112条第11項から第13項までの規定による区画に限る。)の形成の状況		○	○

上記以外の検査項目

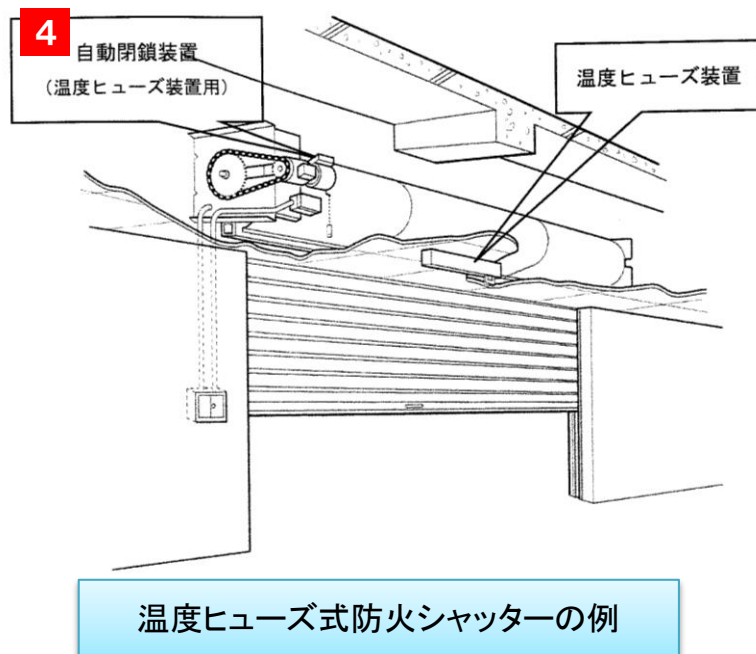
特記事項

1. 異種用途区画に温度ヒューズ式が設置されている場合：
(10)～(24)、(26)の「要是正」と「既存不適格」に○印を入れます。

2. 堅穴区画に温度ヒューズ式が設置されている場合：
(10)～(24)、(26)、(27)の「要是正」と「既存不適格」に○印を入れます。

3. 面積区画に温度ヒューズ式が設置されている場合：
(10)～(14)の「要是正」と「既存不適格」に○印を入れます。

番号	検査項目			
(10)～(14)	危害防止装置	未設置	既存不適格	未定
(15)～(24)	連動機構	堅穴区画が温度ヒューズ式のため連動機構なし	既存不適格	未定
(26)	防火シャッターの閉鎖の状況	堅穴区画が温度ヒューズ式	既存不適格	未定
(27)	防火区画の形成の状況	堅穴区画が温度ヒューズ式	既存不適格	未定



1 (2)～(5) 駆動装置

(2)から(4)の検査項目は日常的に開閉する防火シャッターに限ります。

2 (10)～(14) 危害防止装置

危害防止装置は平成17年12月1日に法改正に伴い新たに義務付けされた性能で、防火シャッターが降下している際、防火シャッターの座板感知部が人や物に接触すると閉鎖動作を停止し、なくなると自重で再び降下をはじめて閉鎖する装置ですが、温度ヒューズ式の場合は基本的に設けられていないと思われます。

危害防止装置がついていない場合は「**要是正**」と「**既存不適格**」に○印を入れてください。

4 (24) 自動閉鎖装置

防火シャッターを閉鎖させるための装置です。

5 (25) 手動閉鎖装置

手動閉鎖装置は火災などのときに、手動で防火シャッターを閉鎖させるための装置です。

6 (26) 防火シャッターの閉鎖の状況

温度ヒューズを外し**全ての**防火シャッターの作動の状況を確認します。ただし、(27)の検査が行われるものは不要です。

異種用途や堅穴区画に温度ヒューズ式が設置されていた場合は「**要是正**」と「**既存不適格**」に○印を入れます。

7 (27) 防火区画の形成の状況

堅穴区画がある場合が対象となります。堅穴区画が複数ある場合は**1区画以上**について温度ヒューズを外し、複数の防火シャッターの作動の状況及び防火区画の形成の状況について検査します。

(すべての堅穴区画について検査できるよう、**前回の検査対象と異なる区画を選定してください。**)

なお、単体の防火シャッターで堅穴区画が形成される個所については(27)の検査は不要です。

堅穴区画に温度ヒューズ式が設置されていた場合は、「**要是正**」と「**既存不適格**」に○印を入れます。

注:昭和49年1月より、堅穴区画や異種用途区画に用いる防火戸(防火扉、防火シャッター)は煙感知器連動が義務付けられていますが、それ以前の建物には温度ヒューズ式が設置されています。このため、これらの区画に温度ヒューズ式が設置されている場合は「**既存不適格**」となります。その場合、現行法に適合しない個所の「**要是正**」と「**既存不適格**」に○印をいれてください。

検査結果表
(耐火クロススクリーン)

耐火クロススクリーンの記入例

当該検査に関与した検査者		氏 名	検査者番号
	代表となる検査者	◆ ◆ ◆ ◆	
	その他の検査者		

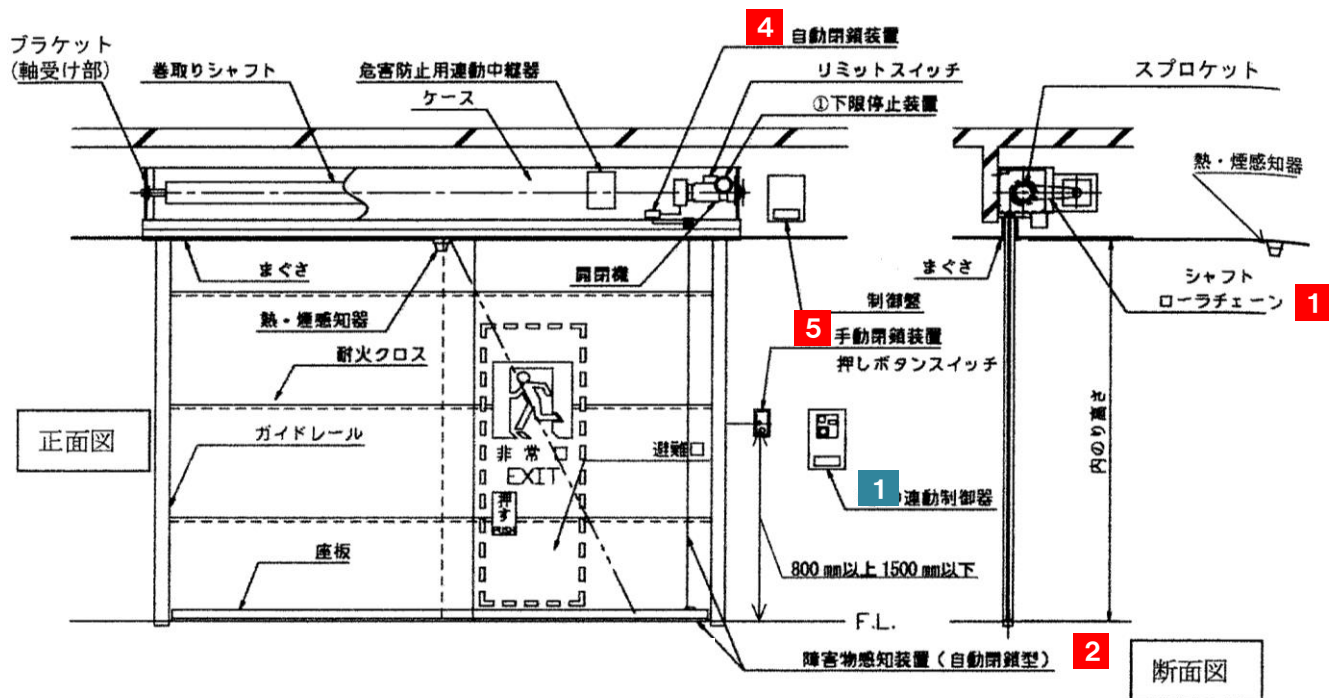
番号	検 査 項 目	検査事項	検査結果			担当検査者番号	
			指摘なし	要是正	既 存 不適格		
(1)	耐火クロススクリーン	設置場所の周囲状況	閉鎖の障害となる物品の放置の状況	○			
(2)		1 駆動装置	ローラチェーンの劣化及び損傷の状況	○			
(3)			カーテン部	耐火クロス及び座板の劣化及び損傷の状況	○		
(4)			吊り元の劣化及び損傷並びに固定の状況	○			
(5)		ケース	劣化及び損傷の状況	○			
(6)		まぐさ及びガイドレール	劣化及び損傷の状況	○			
(7)		2 危害防止装置	危害防止用連動中継器の配線の状況		○	○	
(8)			危害防止装置用予備電源の劣化及び損傷の状況		○	○	
(9)			危害防止装置用予備電源の容量の状況		○	○	
(10)			座板感知部の劣化及び損傷並びに作動の状況		○	○	
(11)			作動の状況		○	○	
(12)	3 連動機構	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	設置位置	○			
(13)			感知の状況	○			
(14)		1 連動制御器	スイッチ類及び表示灯の状況		○		
(15)			結線接続の状況	○			
(16)			接地の状況	○			
(17)			予備電源への切り替えの状況	○			
(18)		連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況	○			
(19)			容量の状況	○			
(20)		4 自動閉鎖装置	設置の状況	○			
(21)		5 手動閉鎖装置	設置の状況	○			
(22)	総合的な作動の状況	6 耐火クロススクリーンの閉鎖の状況	○				
(23)		7 防火区画(令第112条第11項から第13項までの規定による区画に限る。)の形成の状況	○				

上記以外の検査項目

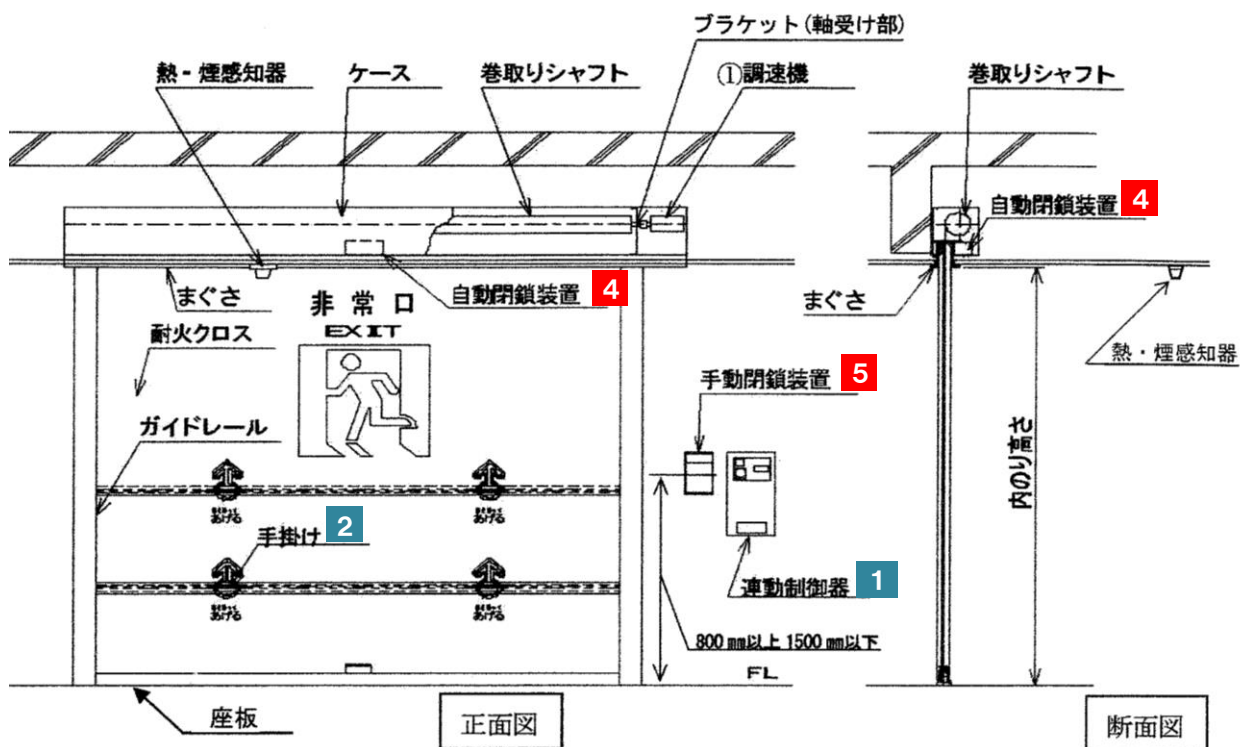
		縦穴区画に単体の耐火クロススクリーンのみ設置されている場合は(23)の検査は不要です。					

特記事項

番号	検査項目	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善(予定)年月
(7)~(11)	危害防止装置	未設置	既存不適格	未定
(14)	連動制御器	表示灯不良	表示灯交換	R4.12



巻き取り式耐火クロススクリーンの構造例



バランス式耐火クロススクリーンの構造例

- ①耐火クロススクリーンはその構造方法により**巻き取り式**と**バランス式**があります。
- ②バランス式耐火スクリーンはスクリーンを持ち上げるための「手掛け」**2** が付いています。
- ③耐火クロススクリーンは、**全て**建築基準法施行令第112条第14項の「国土交通大臣の認定を受けたもの」に該当する**大臣認定取得品**です。

1 (2) 駆動装置

カーテン部を開閉させる駆動装置のローラチェーンにたるみ・腐食・固着や異常な振動・歯飛びなどについて目視、聴診により検査します。

2 (7)～(11) 危害防止装置

危害防止装置は平成17年12月1日に法改正に伴い新たに義務付けされた性能で、感知器又は手動閉鎖装置の作動により耐火クロススクリーンが自重で降下している際、耐火クロススクリーンの座板感知部が人や物に接触すると閉鎖動作を停止し、なくなると再び降下をはじめて閉鎖する装置です。なお、耐火クロススクリーンには巻き取り式とバランス式がありますが**バランス式には元々危害防止装置は設置されていません。(このため、巻き取り式とバランス式では判定基準が異なります)**

巻き取り式

判定基準：運動エネルギーが**10J**以下であること。
座板が床上1,500mmの位置で座板感知部を作動させ耐火クロススクリーンが停止しその**停止距離が5cmを超えないこと**。また、障害物がなくなった後、再降下すること。

バランス式

判定基準：運動エネルギーが**10J**以下で閉鎖力が**150N**以下であること。
閉鎖力の検査方法はプッシュプルゲージ等を用いて、床上300mmからの閉鎖時の閉鎖力を測定。

検査結果が判定基準に適合しない場合は「要是正」に○印を入れます。**平成17年11月30日以前の建物で判定基準に適合しない場合は、「要是正」と「既存不適格」に○印を入れます。**

運動エネルギーの確認は下記の「運動エネルギーの簡易確認方法」によることもできます。

(運動エネルギーの簡易確認方法)

- 耐火クロススクリーンの開口幅を測定する。
- 座板が床上1,000mmの位置を通過した時点から床面に到達するまでの閉鎖時間をストップウォッチで測定する。
- 巻き取り式にあっては、下記表より開口幅に対し測定した閉鎖時間が適用閉鎖時間であれば、10J以下を満足する。
- バランス式にあっては、開口幅に関わらず閉鎖時間が1.3秒より長ければ10J以下と判定する。

運動エネルギー簡易確認表

開口幅(m)	適用閉鎖時間(秒)以上
2以下	2.0
2超～4以下	2.8
4超～6以下	3.4
6超～8以下	3.8
8超～10以下	4.1
10超～12以下	4.4
12超～14以下	4.7
14超～16以下	4.9
16超～18以下	5.2
18超～20以下	5.4
20超～22以下	5.7
22超～24以下	5.9
24超～25以下	6.0

※上記判定方法で不合格になった場合、耐火クロススクリーンのカーテン部（耐火クロス＋座板＋避難口）の質量(Kg)を耐火クロススクリーンメーカーに確認し、床面より1,000mmの高さから全閉鎖するまでの時間T（秒）を測定して、下記の式により運動エネルギーを計算して判定する。

運動エネルギー

$$K=1/2 \times M \times V^2$$
$$K=1/2 \times M \times (1/T)^2$$

$K \leq 10$ 又は $2K \leq 20$ で合格

K：運動エネルギー（J）

T：床面1mの高さからの全閉鎖時間（秒）

V：閉鎖速度（m/秒）

M：耐火クロススクリーンカーテン部質量（kg）

3 (12)～(21) 連動機構

火災により煙又は熱が発生した場合に、感知器からの火災信号を受信し耐火クロススクリーンを自動的に閉鎖する**一連の機構**のことで**感知器、連動制御器、自動閉鎖装置、手動閉鎖装置など**で構成されます。

4 (20) 自動閉鎖装置

連動制御器からの作動信号を受けて自動的に耐火クロススクリーンを閉鎖させるための装置です。

5 (21) 手動閉鎖装置

手動閉鎖装置は火災などのときに、手動で耐火クロススクリーンを閉鎖させるための装置です。
連動制御器内の起動スイッチで閉鎖させる仕組みもあります。

6 (22) 耐火クロススクリーンの閉鎖の状況

感知器を作動させ**全ての**耐火クロススクリーンの作動の状況を確認します。ただし、(23)の検査が行われるものは不要です。また、**1**以上の耐火クロススクリーンについて予備電源に切り替え、作動の状況を確認します。

7 (23) 防火区画の形成の状況

堅穴区画がある場合が対象となります。また、堅穴区画が複数ある場合は**1区画以上**について感知器を作動させ複数の耐火クロススクリーンの作動の状況及び防火区画の形成の状況について検査します。

(すべての堅穴区画について検査できるよう、**前回の検査対象と異なる区画を選定してください。**)

なお、単体の耐火クロススクリーンで堅穴区画が形成される個所については(23)の検査は不要です。

ドレンチャー設備の記入例

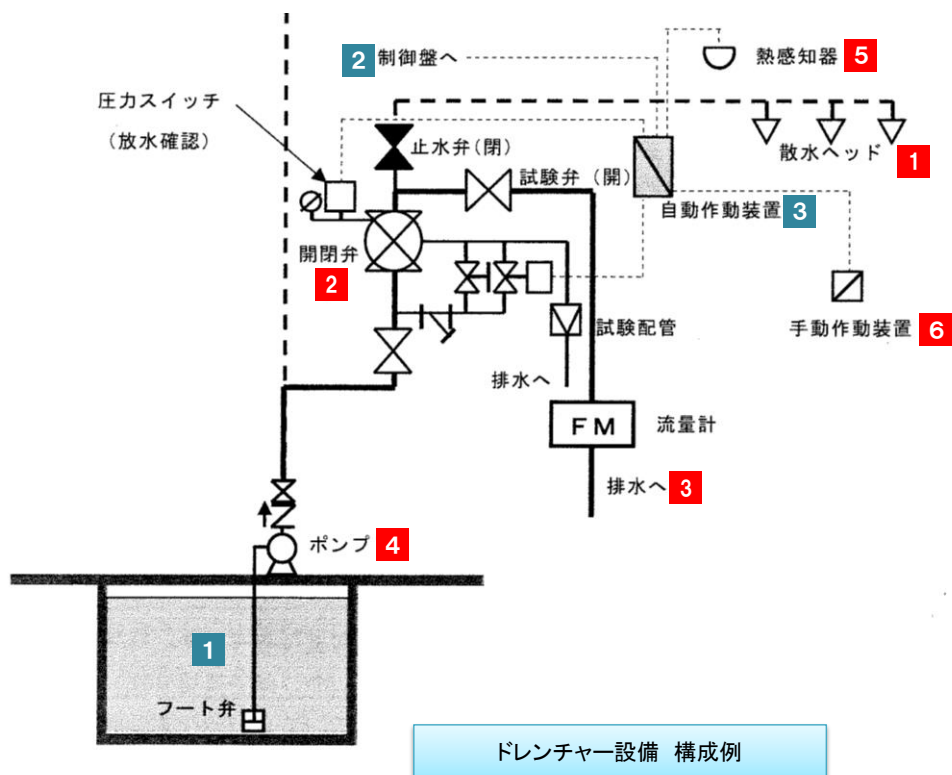
検査結果表
(ドレンチャーその他水幕を形成する防火設備)

当該検査に 関与した 検査者		氏 名	検査者番号
	代表となる検査者	◆ ◆ ◆ ◆	1
	その他の検査者	■ ■ ■ ■	2

番号	検 査 項 目		検査事項	検査結果			担当 検査者 番号
				指摘 なし	要是正	既 存 不適格	
(1)	ドレンチャー 等		設置場所の周囲状況	作動の障害となる物品の放置の状況	○		1・2
(2)		1	散水ヘッド	散水ヘッドの設置の状況	○		1・2
(3)		2	開閉弁	開閉弁の状況	○		1・2
(4)		3	排水設備	排水の状況		○	1・2
(5)		1	水源	貯水槽の劣化及び損傷、水質並びに水量の状況	○		1・2
(6)				給水装置の状況	○		1・2
(7)		4	加圧送水装置	ポンプ制御盤のスイッチ類及び表示灯の状況	○		1・2
(8)				結線接続の状況	○		1・2
(9)				接地の状況	○		1・2
(10)				ポンプ及び電動機の状況	○		1・2
(11)				加圧送水装置用予備電源への切り替えの状況	○		1・2
(12)				加圧送水装置用予備電源の劣化及び損傷の状況	○		1・2
(13)				加圧送水装置用予備電源の容量の状況	○		1・2
(14)				圧力計、呼水槽、起動用圧力スイッチ等の付属装置の状況	○		1・2
(15)	連動機構		煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器(火災感知器用ヘッド等の感知装置を含む。)	設置位置	○		1・2
(16)				感知の状況	○		1・2
(17)		2	制御器	スイッチ類及び表示灯の状況	○		1・2
(18)				結線接続の状況	○		1・2
(19)				接地の状況	○		1・2
(20)				予備電源への切り替えの状況	○		1・2
(21)			連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況	○		1・2
(22)				容量の状況	○		1・2
(23)		3	自動作動装置	設置の状況	○		1・2
(24)		6	手動作動装置	設置の状況	○		1・2
(25)	総合的な作動の状況		ドレンチャー等の作動の状況		○		1・2
(26)			防火区画(令第112条第11項から第13項までの規定による区画に限る。)の形成の状況		○		1・2

上記以外の検査項目							

特記事項				
番号	検査項目	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善（予定）年月
(4)	排水設備	排水管の腐食による排水不良	腐食箇所の取り換え	R4.12



※ドレンチャージャーの構成機器や作動方式は設置メーカーにより異なるので、検査に先立って構成機器を十分に確認し、特に開閉弁の常時の開閉位置や検査時の開閉位置を把握し、間違っても誤放水などを起こさないよう十分注意してください。

1 (2) 散水ヘッド

ヘッドの変形や破損等について目視で確認します。

2 (3) 開閉弁

漏れ、変形、損傷、著しい腐食等について目視により確認します。

弁本体及び付属装置、放水試験弁、一次側止水弁及び二次側止水弁などを手動操作し弁類の操作が容易か否かについて検査します。

3 (4) 排水設備

放水区域に放水できる場合にあっては、放水し排水の状況を目視により確認します。

放水区域に放水できない場合は、放水せず、排水溝のつまり等を目視により確認します。

4 (7)～(14) 加圧送水装置

加圧送水装置（ポンプ）を起動させるための予備電源は、ほとんどの場合自家発電設備です。自家発電設備の試験は、電気事業法による自家用電気工作物に関する資格者の立会いのもとに行うことが望ましいと思われます。

また、常用電源から自家発電設備等の切り替え試験を実施する場合は、予備電源の検査に併せて行うことが現実的です。

5 (16) 感知の状況

感知器については加熱試験器等により全数検査します。なお、起動の確認の際は開閉弁二次側の止水弁を閉止し、現地に放水することが無いよう十分に注意してください。

火災感知用ヘッドは検査時に作動させることはせず、同じ感知配管に設けている手動操作弁の操作で代用してください。

6 (24) 手動作動装置

水幕形成部の付近に設置され現地でドレンチャージャーの起動操作を行う装置です。

関係写真の記入の仕方

既存不適格以外の指摘事項には、写真が必要です。

別添2様式 関係写真 (A4)

検査結果表の中から該当する番号を記入してください。

検査結果表より代表となる「検査項目」を記入してください。

部位	番号	検査項目	検査結果	
	○-○		△△△△	☒ 要是正
写真貼付 要是正等の判定で当該部位の状況が確認できる写真を貼付してください。			特記事項	
			その部位の状況を記入	

□要是正にチェック

部位	番号	検査項目	検査結果	
	○-○○		××××	☒ 要是正
写真貼付 要是正等の判定で当該部位の状況が確認できる写真を貼付してください。			特記事項	
			その部位の状況を記入	

(注意)

- ① この書類は、検査の結果「要是正」とされた項目のうち、「既存不適格」ではない項目等について作成してください。
また、「既存不適格」及び「指摘なし」の項目についても、特記すべき事項があれば、必要に応じて作成してください。
「要是正」の項目がない場合は、この書類は省略しても構いません。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「部位」欄の「番号」、「検査項目」は、それぞれ別記様式の番号、検査項目に対応したものを記入してください。
- ④ 「検査結果」欄は、検査の結果、要是正の指摘があった場合は「要是正」のチェックボックスに「☒」マークを入れ、それ以外の場合で特記すべき事項がある場合は「その他」のチェックボックスに「☒」マークを入れてください。
- ⑤ 写真は、当該部位の外観の状況が確認できるように撮影したものを添付してください。

関係図面の記入例

関係図面として、付近見取り図、各階平面図を添付してください。

※付近見取り図添付

付近見取り図 住宅地図等をコピーしてください。
(例 アクロス福岡)



対象となる防火設備のある 各階平面図添付

検査結果図（別添1様式）に各階平面図を記載し、
検査の対象となる**防火設備の種類、設置箇所**
を明示してください。

※検査結果図の代わりに、各階平面図を使用されても構いません。
※検査結果図等は、A4サイズに折るなどして、添付してください。

別添1様式(A3)

検査結果図

防火設備の数が多い場合は、階別、防火設備の種類別の数量一覧表を表記してください。
また、図面に記載された防火設備の数と(第二面)【5】の【ロ】に記載された数が一致することを確認してください。

1階平面図

2階平面図

各図面に図面名称をご記入ください。
「〇階平面図」

各階平面図に、**指摘内容**を記入してください。
(既存不適格も記入)

3階平面図

4階平面図

注)各階平面図を添付し、検査の対象となる防火設備の設置されている箇所及び指摘(特記すべき事項を含む)のあった箇所を明記すること。

概要書の記入例

定期検査報告概要書は、定期検査
報告書の内容を転記してください。

整 理 番 号							
3	3	1	C	0	9	9	2

第三十六号の九様式（第六条、第六条の三、第十一条の四関係）（A4）
定期検査報告概要書
防火設備

（第一面）

【 1 . 所有者 】

【 イ . 氏名のフリガナ 】 ○○カイ ○○ビョウイン リジチョウ ◇◇ ◇◇
【 ロ . 氏 名 】 ○○会 ○○病院 理事長 ◇◇ ◇◇
【 ハ . 郵便番号 】 811-****
【 ニ . 住 所 】 福岡市東区△△△△1丁目1番1号

【 2 . 管理者 】

【 イ . 氏名のフリガナ 】 ○○カイ ○○ビョウイン リジチョウ ◇◇ ◇◇
【 ロ . 氏 名 】 ○○会 ○○病院 理事長 ◇◇ ◇◇
【 ハ . 郵便番号 】 811-****
【 ニ . 住 所 】 福岡市東区△△△△1丁目1番1号

【 3 . 報告対象建築物 】

【 イ . 所 在 地 】 福岡市東区△△△△1丁目1番1号
【 ロ . 名称のフリガナ 】 ○○カイ ○○ビョウイン
【 ハ . 名 称 】 ○○会 ○○病院
【 ニ . 用 途 】 病院

【 4 . 検査による指摘の概要 】

【 イ . 指摘の内容 】 ☒ 要是正の指摘あり （ ☐ 既存不適格 ） ☐ 指摘なし
【 ロ . 指摘の概要 】 防火扉 (3) 枠の劣化 防火シャッター (10)～(14) 危害防止装置ナシ(既存不適格)
【 ハ . 改善予定の有無 】 ☒ 有 （ 令和 4 年 12 月に改善予定 ） ☐ 無
【 ニ . その他特記事項 】

【 5 . 不具合の発生状況 】

【 イ . 不 具 合 】 ☐ 有 ☒ 無
【 ロ . 不具合記録 】 ☐ 有 ☐ 無
【 ハ . 不具合の概要 】
【 ニ . 改善の状況 】 ☐ 実施済 ☐ 改善予定（令和 年 月に改善予定）
☐ 予定なし（理由： ）

電話番号等の個人情報
は、記載しないでください。
（※概要書は、閲覧に供
するため）

防 火 設 備 の 状 況 等

【 1 . 建築物の概要 】										
【 イ . 階 数 】	地上	5	階	地下		階				
【 ロ . 建築面積 】		4,500.49		m ²						
【 ハ . 延べ面積 】		13,387.92		m ²						
【 2 . 確認済証交付年月日等 】										
【 イ . 確認済証交付年月日 】	平成	15	年	5	月	30	日	第	400	号
【 ロ . 確認済証交付者 】	☒ 建築主事	☐ 指定確認検査機関								
【 ハ . 検査済証交付年月日 】	平成	16	年	4	月	30	日	第	130	号
【 ニ . 検査済証交付者 】	☒ 建築主事	☐ 指定確認検査機関								
【 3 . 検査日等 】										
【 イ . 今回の検査 】	令和 4 年 8 月 20 日実施									
【 ロ . 前回の検査 】	☒ 実施 (平成 3 年 9 月 10 日報告)	☐ 未実施								
【 ハ . 前回の検査に関する書類の写し 】	☒ 有	☐ 無								
【 4 . 防火設備の検査者 】										
(代表となる検査者)										
【 イ . 資 格 】	(1級)	建築士	(大臣)	登録第	*****	号				
	防火設備検査員									
【 ロ . 氏名のフリガナ 】	◆◆◆◆									
【 ハ . 氏 名 】	◆◆◆◆									
【 ニ . 勤 務 先 】	◆◆一級建築士事務所									
	(1級)	建築士事務所	(福岡県)	知事登録第	1-*****	号				
【 ホ . 郵便番号 】	812-****									
【 ヘ . 所 在 地 】	福岡市博多区△△△1-1-1									
【 ト . 電話番号 】	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇									
(その他の検査者)										
【 イ . 資 格 】	()	建築士	()	登録第		号				
	防火設備検査員									
【 ロ . 氏名のフリガナ 】	■■■■									
【 ハ . 氏 名 】	■■■■									
【 ニ . 勤 務 先 】	◆◆一級建築士事務所									
	(1級)	建築士事務所	(福岡県)	知事登録第	1-*****	号				
【 ホ . 郵便番号 】	812-****									
【 ヘ . 所 在 地 】	福岡市博多区△△△1-1-1									
【 ト . 電話番号 】	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇									
【 5 . 防火設備の概要 】										
【 イ . 避難安全検証法等の適用 】	☐ 区画避難安全検証法 (階)	☐ 階避難安全検証法 (階)								
	☐ 全館避難安全検証法	☐ その他 ()								
【 ロ . 防火設備 】	☒ 防火扉 (10 枚)									
	☒ 防火シャッター (2 枚)									
	☒ 耐火クロススクリーン (1 枚)									
	☐ ドレンチャー (台)									
	☐ その他 (台)									
【 6 . 備考 】										

(注意)

この様式には、第三十六号の八様式に記入した内容と同一の内容を記入してください。第二面は、同様式第二面において指摘があった防火設備についてのみ作成し、第一面に添えてください。

報告書の綴じ方

下記のように報告書と概要書は別綴じにして提出してください。

報告書	付近見取り図、各階平面図 関係写真(※要是正項目等がある場合のみ添付) 検査結果表(別記第一号～第四号) 定期検査報告書(第一面～第三面) 付近見取り図の添付を 忘れないでください。 ※該当しない書類は省いてください。 ※左 2箇所 ホッチキス止め ※ 2部 お持ちください。 (1部は、控えとして受付スタンプを押印の上お返しします。)
概要書	定期検査報告概要書(第一面、第二面)  ※左上 1箇所 をホッチキス止め ※控えが不要の方は、1部の提出で構いません。 (1部ノミの場合は受付でお知らせください。)

当センターのホームページより、新たな報告書、概要書の様式をダウンロードしてください。

報告書は次回検査時までは必ず保管しておいてください。

